法律第六十四号

裁判所法の一部を改正する法律

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を次のように改める。

第六十七条の二の規定は、平成二十三年十月三十一日までの間は、適用しない。この場合において、第六十七条第二項中「最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない」とあるのは「国庫から一定額の給与を受ける。ただし、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分については、この限りでない」と、同条第三項中「前項に定めるもののほか、第一項」とあるのは「第一項」とする。

附則第五項から第七項までを削る。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この法律による改正後の裁判所法（以下「新裁判所法」という。）附則第四項の規定は、平成二十二年十一月一日からこの法律の施行の日の前日までに採用された司法修習生についても、適用する。

3　新裁判所法附則第四項に規定する日までに採用され、同日後も引き続き修習をする司法修習生の給与については、同日後においても、なお従前の例による。

4　新裁判所法附則第四項後段の規定により読み替えて適用する裁判所法第六十七条第二項の規定による給与については、裁判所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第百六十三号）附則第三項による改正前の裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）第十四条ただし書に規定する給与の例による。

5　この法律の施行の際、現に裁判所法第六十七条の二第一項に規定する修習資金の貸与の申請をしている司法修習生については、この法律の施行の日に同項の申請を撤回したものとみなす。

6　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

法務大臣　仙谷　由人
財務大臣　野田　佳彦
内閣総理大臣　菅　直人

放送法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成二十二年十二月三日

内閣総理大臣　菅　直人

法律第六十五号

放送法等の一部を改正する法律

（放送法の一部改正）

第一条　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の四に次の一項を加える。

7　第三条の二第二項の規定の適用を受けるテレビジョン放送を行う放送事業者に対する第三項、第五項及び前項の規定の適用については、第三項中「及び放送番組の種別の基準」とあるのは「、放送番組の編集に関する基本計画及び放送番組の種別の基準」と、第五項及び前項中「次の各号に掲げる事項」とあるのは「次の各号に掲げる事項並びに放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間」とする。

第四十四条第三項中「、協会」を「協会」に改め、「について」の下に「、第三条の四第七項の規定は中波放送及び超短波放送を行う場合における協会について」を加える。

第五十二条の十三第一項第五号チ中「第七十六条第三項第三号」を「第七十六条第四項第三号」に改める。

第五十二条の二十四第二項第四号中「第七十六条第三項」を「第七十六条第四項」に改める。

第五十二条の二十八第一項中「及び第六条の二」を「、第三条の四第七項及び第六条の二」に改め、「放送の委託に」と」の下に「、第三条の四第七項、第三条の五、第五十一条第一項、第五十一条の二及び第五十二条の二中「行う」とあるのは「委託して行わせる」と」を加え、「、同条、第五十一条第一項、第五十一条の二及び第五十二条の二中「行う」とあるのは「委託して行わせる」と」を削り、同条第二項中「及び第六条の二」を「、第三条の四第七項及び第六条の二」に改め、「放送の委託に」と」の下に「、第三条の四第七項中「行う」とあるのは「委託して行わせる」と」を加える。

第五十二条の三十第二項第五号ヘ中「第七十六条第三項」を「第七十六条第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同号チ中「第七十六条第五項」を「第七十六条第六項」に改める。

第五十三条の十一第一項中「及び第六号」を削り、同条第二項中「前条第一項第一号から第四号まで」を「前条第一項各号（第五号を除く。）」に改める。

第二条　放送法の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　放送番組の編集等に関する通則（第三条―第十四条）
第三章　日本放送協会
第一節　通則（第十五条―第十九条）
第二節　業務（第二十条―第二十七条）
第三節　経営委員会（第二十八条―第四十一条）
第四節　監査委員会（第四十二条―第四十八条）
第五節　役員及び職員（第四十九条―第六十三条）
第六節　受信料等（第六十四条―第六十七条）
第七節　財務及び会計（第六十八条―第八十条）
第八節　放送番組の編集等に関する特例（第八十一条―第八十四条）
第九節　雑則（第八十五条―第八十七条）
第四章　放送大学学園（第八十八条―第九十条）
第五章　基幹放送
第一節　通則（第九十一条・第九十二条）
第二節　基幹放送事業者
第一款　認定等（第九十三条―第百五条）
第二款　業務（第百六条―第百十六条）
第三節　基幹放送局提供事業者（第百十七条―第百二十五条）
第六章　一般放送
第一節　登録等（第百二十六条―第百三十五条）
第二節　業務（第百三十六条―第百四十六条）
第七章　有料放送（第百四十七条―第百五十七条）
第八章　認定放送持株会社（第百五十八条―第百六十六条）